

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業実施スケジュール等について

新型コロナウイルス感染症の影響で様々な困難に直面した方々のうち、住民税非課税世帯等に対して、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給する事業について、以下のとおり報告いたします。

### 1 実施スケジュール

対象者	実施スケジュール概要等
令和3年度住民税非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年1月31日に支給対象に該当する可能性のある世帯（約34,000世帯）に確認書を発送し、確認書の返送後、審査を経て順次振込。（2月28日時点 24,343世帯に振込処理済み）</li> <li>令和4年5月2日が返送期限。</li> </ul>
家計急変世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年2月1日より相談受付（電話・FAX・メール等）を開始し、該当する可能性のある世帯には申請書を送付し、申請書の返送後、審査を経て順次振込。（2月28日時点 191世帯に申請書を送付）</li> <li>令和4年9月30日が申請期限。</li> </ul> <p>※ 家計急変世帯については、生活福祉課生活再建支援担当と連携して進めます。</p>

### 2 周知方法

相談対応	1月13日よりコールセンターを設置し、各種相談対応を開始。
市ホームページ	1月13日より掲載。事業の進捗に応じて情報更新予定。
広報あかし	2月1日号で制度内容を周知。必要に応じて随時掲載予定。
市役所窓口	2月1日より市民課、市民センター、生活福祉課等にチラシ設置。
その他	2月1日より社会福祉協議会、地域総合支援センター、ハローワークにチラシ設置。 民生児童委員、高齢者入所施設等の高齢者サービス事業者、障害者団体等に対し制度を周知。